

改正

平成15年7月1日教育委員会告示第13号

平成15年8月11日教育委員会告示第15号

平成16年11月19日教育委員会告示第9号

平成20年3月21日教委告示第3号

平成22年3月26日教育委員会告示第5号

平成27年2月25日教育委員会告示第3号

平成27年6月26日教育委員会告示第10号

平成29年10月24日教育委員会告示第4号

令和5年12月25日教育委員会告示第14号

令和6年2月26日教育委員会告示第1号

東かがわ市教育振興補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東かがわ市の教育、文化、芸術、体育及びスポーツの振興に寄与するため、市立学校、東かがわクラブ（東かがわクラブ設置規則（令和5年東かがわ市教育委員会規則第3号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）及び市スポーツ少年団に登録している団体が文化、芸術、体育、スポーツの各種大会等に参加する場合に要する経費に対し、補助金を交付することについて、東かがわ市補助金等交付規則（平成15年東かがわ市規則第34号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助金の交付の対象は、次のとおりとする。ただし、別表に掲げる交付基準を満たした補助対象大会であっても、県大会以上の規模の予選会を行わない大会又は自己推薦等で参加できる大会を除く。

- (1) 体育、スポーツ等の大会において特に優秀な成績を修め、四国大会及びそれ以上の大会に参加する市立学校、東かがわクラブ及び市スポーツ少年団
- (2) 教育、文化、芸術分野等で、その成果の発表又は活動が特に優秀と認められて、四国大会及びそれ以上の大会等に参加する市立学校、東かがわクラブ及び市スポーツ少年団

(3) 前項の規定にかかわらず、教育長が特に必要があると認めた者は、交付対象とすることができる。

2 補助対象人員は、大会要綱に定められた選手、監督及びコーチ等とする。ただし、監督及びコーチとして要する経費を県費補助等から支給される場合は補助対象人員としない。

3 個人参加の大会等にあつては、教育委員会が必要と認めるときは、指導者1人を加えることができる。

4 補助対象者は、市内在住者に限り、市立学校、東かがわクラブ又は市スポーツ少年団に登録し、その代表として参加する者とする。

(補助対象経費及び補助額)

第3条 補助金の交付基準は、別表に定めるとおりとする。

2 補助対象額は、大会等の参加に要する交通費（原則として公共交通機関を利用した算定額とする。）、宿泊費及び器具等の輸送に関わる経費の実費から大会等の主催者が負担した費用を控除した費用に、別表に掲げる補助率を乗じた額(1,000円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。)の範囲内とする。

(補助金対象大会等への参加の中止等)

第4条 補助金の交付決定を受けた者が、各種大会等の参加を中止し、又は変更しようとするときは、あらかじめその内容を記載した書類を教育委員会に提出して承認を受けなければならない。

(書式の様式)

第5条 補助金の交付に関し使用する次の各号に掲げる規則に基づく書類の様式は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 東かがわ市教育振興補助金交付申請書 様式第1号
- (2) 収支予算書 様式第2号
- (3) 東かがわ市教育振興補助金交付決定(変更交付決定)通知書 様式第3号
- (4) 東かがわ市教育振興補助金交付申請取下書 様式第4号
- (5) 補助事業変更申請書 様式第5号
- (6) 補助事業実績報告書 様式第6号
- (7) 収支決算書 様式第7号
- (8) 東かがわ市教育振興補助金交付確定通知書 様式第8号
- (9) 東かがわ市教育振興補助金交付請求書 様式第9号
- (10) 東かがわ市教育振興補助金概算交付請求書 様式第10号

(その他)

第6条 この要綱に定めのない事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成15年5月1日から施行する。

附 則 (平成15年7月1日教育委員会告示第13号)

この告示は、平成15年7月1日から施行する。

附 則 (平成15年8月11日教育委員会告示第15号)

この告示は、平成15年8月11日から施行する。

附 則 (平成16年11月19日教育委員会告示第9号)

この告示は、平成16年11月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年3月21日教委告示第3号)

この告示は、平成20年3月21日から施行する。

附 則 (平成22年3月26日教育委員会告示第5号抄)

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年2月25日教育委員会告示第3号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年6月26日教育委員会告示第10号)

この告示は、平成27年6月26日から施行し、改正後の東かがわ市教育振興補助金交付要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年10月24日教育委員会告示第4号)

この告示は、平成29年10月24日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年12月25日教育委員会告示第14号)

この告示は、令和5年12月25日から施行する。

附 則 (令和6年2月26日教育委員会告示第1号)

この告示は、令和6年2月26日から施行する。

別表 (第3条関係)

区分	交付基準	補助率
市立学校 東かがわクラブ	県中学校体育連盟、県小学校体育連盟、県吹奏楽連盟及び県小・中学校	10/10以内

	文化連盟が主催又は主管する県の予選会を通過したもの	
	県スポーツ協会又は県レクリエーション協会に加盟する団体等が主催又は主管する県の予選会を通過したもの	8／10以内
市スポーツ少年団	全国スポーツ少年団交流大会	10／10以内
	県スポーツ協会又は県レクリエーション協会に加盟する団体が主催又は主管する県の予選会を通過したもの	8／10以内